

5月は
自転車月間
です

×携帯電話
しながら運転

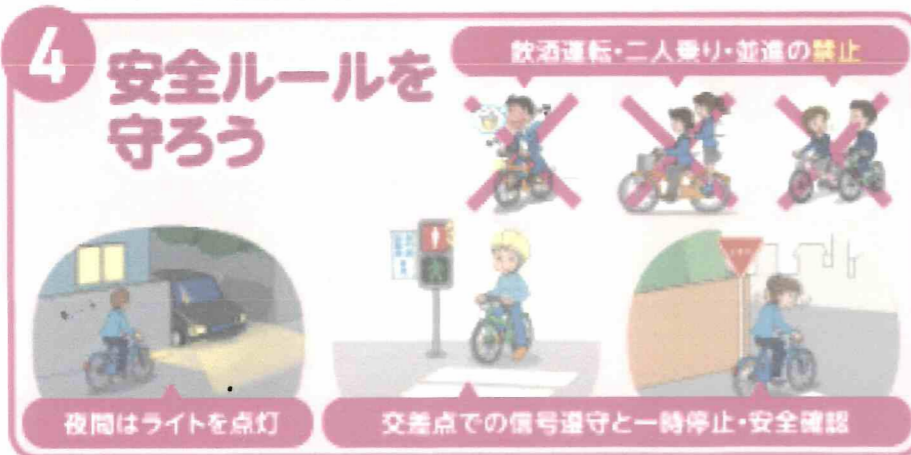
こんな
危険運転
やめよう

×ヘッドホンなどを
しながら運転

自転車は
ルールを守って
楽しく乗ろう！



自転車安全利用五則



梶原令和の森林担い手育成事業費補助金

(新規事業)

豊かな森林づくりを通じた雇用の創出と移住者の定住促進、森林づくりの担い手の確保や育成のため、町内の林業事業体が実施する次の事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。



【対象者】 町内の林業事業体

【制度内容】

- (1) 新規就労者雇用支援事業（新規就労後3年以内の者を対象）
新規就労者の人件費 一人当たり月額60,000円（※国の「緑の雇用」事業と併用できない。）
諸手当に要する経費 一人当たり月額20,000円
- (2) 資格取得支援事業
補助対象経費の3/4以内（一人当たり年間150,000円）
- (3) 作業効率化支援事業
補助対象経費の3/4以内（一事業体当たり年間450,000円）
- (4) 人材確保支援事業
人材確保のため行う研修生等の受入れに要する旅費
定額6,000円/一泊（8泊までを上限とする。）

※各種事業には、それぞれ採択基準がありますので、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先
森林の文化創造推進課
65-0811（直通）



<商い担い手育成塾>

年度末で、「商い塾」は2名の修了生を送り出しました。雲の上の温泉勤務の中越理恵さんと尾崎彩さんです。そこで、尾崎さんの最終レポート（要旨）を紹介します。

『自分を見つめ直した3年間』

雲の上のホテル 尾崎 彩

あっという間の3年間でした。ノートを見返しながら、1つ1つ思い出しています。当初の半年間は正の流れがつかめず、ついていけなかったように思います。しかし、様々な事業をされている主に町外の方々の講義は、毎回新鮮でした。自分たちの店、地域、社会を盛り上げようと奮闘されている人がたくさんいることを知りました。一方で、素晴らしい講義に質問することが出来ない、無知な自分がいました。それ以来、地域のニュースを積極的に見たり、情報収集のため現地に行ってみるなど、少しずつ行動が変りました。

高知新聞の森本先生に参加いただいた事も、大きな変化をくれたと思います。講義を受けてレポートを書き、先生が評価してくれます。慣れない書物と先生が目を通す緊張から不安もありましたが、テーマについて、自分一人でじっくり考える時間が持てました。心に残るのは栲原町で起業した3名の方々（FLAG・百一草園・シエムア）のレポート作成でした。起業は自分には無縁のテーマに思えたのですが、自分だったらどうするか？今の自分の役割って何だろう・・・と自らを重ね合わせました。また、最後にお話を伺ったロギールさんの姿にも影響を受けました。すごく輝いて見え、カッコいいと思いました。

私は仕事や日々の生活がなんとなく満足できていない時、場所や環境など自分以外のせいにしてきたように思います。けれど、生き生きと仕事をしている皆さんを見て、信念を持って仕事をしていれば、場所などは関係ないことを教えて頂いた気がします。そして、こんな素晴らしい人達がいる栲原を以前より好きになれたと思います。

多くの事に触れ、仕事以外の事であっても、自分が目指したいと思えるものを見つけよう。この3年間は自分を一度見つめ直すきっかけとなりました。ありがとうございました。



久保谷セラピーロードを探索する商い塾生

<森づくり担い手育成塾>

栲原町森林組合の製材担当者2名と大工棟梁が参加して「専攻科」を設け、県内外の製材所や工務店を回り知見を広げました。この研修にオブザーバーとして参加した香美市の大工職・森本道成さんが感想文を寄せてくれました。父親の仕事を引き継いで、2代目の棟梁を目指しています。

(塾長：笹岡)

『栲原を通じた学びが決断を後押し』

森本建築 森本 道成

大変な時代が来たように感じます。打ち合わせ中の物件で、エントランスで人と接することを避けたいとか、戸建ての住居に変えたいとか、家づくりにもコロナの影響が出始めました。

全く先の見えぬ時代・・・ですが、大事なのはやはり「人」であるとの思いが強くなりました。私の住んでいる香美市（特に奥の物部・香北）では、建築関係の人材不足は、今後も進んでいくと思われます。香美市では、私より年下で本格的な大工を目指す者は三人しかいません。一人でも多くの人材を市内に残す事を、今後の目標にしていきたいと思っています。栲原町では若い大工職が育っているとのこと、羨ましい限りです。

栲原町森林組合や建築関係の皆さんは、地域の実情を多くの皆さんと共有しているように感じました。協力し合える多くの業種がいるのは素晴らしい。香美市でもようやく木材関連業者が集まり、話し合える場が出来つつあります。栲原町の皆さんからは大きく遅れていますが、そうした機会を大事にしていきたいと思っています。

私の弟は、仕事で長く栲原の皆さんにお世話になったと聞いています。仕事は水道関係でした。一方、弟には地元・香美市の厳しい状況を時々伝えて来ました。弟なりに栲原町と香美市の違いを考え、長く勤め経験してきた水道業を、地元で活かそうと決断してくれたようです。7月には兄弟で、新たな「森本建築」として、地元を盛り上げていく事となりました。私の「栲原を通じた1年の見聞と学び」がなければ、弟が地元に戻ることはなかったのではと思います。

どこで、どのように人材の集積が可能になるか、何がきっかけになるかは分かりません。今後も多くの出会いを大切にしていきたいと思っています。1年間大変貴重な経験をありがとうございました。



森本さんの建築現場
(昨年5月・香美市)

橋原町森林づくり推進交付金

(R2からの継続事業)

令和元年度まで水源地域森林整備交付金として搬出間伐の用材・ペレット原料材に対して交付金を交付してきましたが、木質バイオマス地域循環モデル事業のさらなる推進を図るため、新たに森林づくり推進交付金として保育間伐（切捨）、皆伐後の植栽を対象行為に追加しました。

【対象者】

- ・森林所有者
- ・森林の管理委託を受けた者
(※町内に事業所又は住所がある者に限る)

※今回、町内の担い手育成を図ることを明確化するため、森林の管理委託を受けた者については、町内に事業所又は住所がある者に限定します。

【制度内容】

- | | | |
|----------------------------|-----------------------|-----------|
| ①間伐に対して
本数調整率25%～50%未満) | 100,000円/ha | ※搬出・保育（立木 |
| ②FSC認証工場への出荷 | 3,000円/m ³ | |
| ③ゆすはらペレットへの出荷 | 3,600円/t | |
| ④皆伐後の再造林に対して | 300,000円/ha | |

森林施業の促進による環境整備、防災力の向上、担い手の育成の観点から切捨間伐も対象とします。
また、持続可能で豊かな森林づくりを推進するため、再造林に対しても支援を行います

【対象森林】

- ・私有林、分収林
- ・11年生以上のスギ・ヒノキ人工林
- ・FSC認証森林及び認証を受けることが確実な森林
(木質ペレット燃料の原料材の収集のみは除く)



お問い合わせ先
森林の文化創造推進課
65-0811 (直通)

橋原町林業機械等導入支援事業費補助金

(R2年度からの継続事業)

森林整備を行っている方を支援します。

【対象者】

- ・今後も林業(間伐などの森林整備)に従事する方、又は新たに林業(間伐などの森林整備)に取り組む方
- ・町内に居住、又は町内林業事業体に雇用されている林業従事者
- ・町税の未納がない方。

R3から新たに対象となりました!!

【制度内容】

○チェーンソー取扱講習受講費補助

(2分の1補助、補助金額2万円以内)

チェーンソーを業務で使用する場合、労働安全衛生規則等で規定する特別教育(チェーンソーによる伐木等の業務)を受ける必要があります。

○チェーンソー購入補助

(2分の1補助、補助金額5万円以内)

下肢を防護するための防護衣を所持し、チェーンソー取扱講習を受講済みの方が対象です。
申請時に、防護衣がない方及び未受講の方も、防護衣の購入補助や受講費補助を活用する前提で、一括した補助申請ができます。

○チェーンソーを使用するための保護具購入補助

(2分の1補助)

防護衣、チェーンソーブーツ、ヘルメット等の保護具の購入に対して補助します。
ただし、チェーンソー取扱講習を受講済みの方が対象です。

(注意事項)

- ・本事業の補助は、一回限りの補助となります。
- ・今後も林業(森林整備)を行う旨の誓約書を提出していただきます。
林業に従事している実態がない場合、補助金を町に返還していただきます。
- ・保護具の購入補助は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号)に定める保護具等に適合するものが購入対象となります。
- ・補助金額は千円単位で、端数は切り捨てとなります。



防護衣

お問い合わせ先
森林の文化創造推進課
65-0811 (直通)

各部落代表者様

梶原町役場 保健福祉課
(福 祉 係)

「金婚夫婦祝福式典」申込書のとりまとめについて

日頃は本町の福祉行政にご理解ご協力いただきまことにありがとうございます。

さて、今年も高知新聞社主催の「第63回金婚夫婦式典」が9月1日に土佐市で行われます。

貴部落内において、金婚式の該当夫婦がいらっしゃいましたら、各部落で申込書を取りまとめのうえ、保健福祉課へご提出をお願い致します。

※ この式典は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止または延期となる可能性があります。

記

1. 該当夫婦

①町内在住のご夫婦で昭和46年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出されているご夫婦 (それ以前の届出でも初めて申し込む方は可)

②前回 (第63回) の金婚夫婦式典に申し込んだ後で、欠席されたご夫婦

※婚姻届出日が明確でない場合も該当しそうなご夫婦はご記入ください。

2. 報告期限

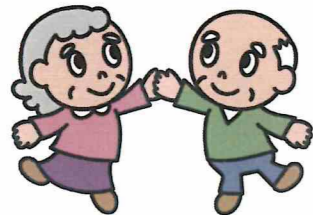
令和3年5月28日 (金)

期限厳守でお願いします。

記入のあったご夫婦には、後日福祉係から連絡させていただきます。

別紙申込書に記入できないご夫婦がいらっしゃいましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※今年度の式典会場は、土佐市の複合文化施設つな一でとなっています。



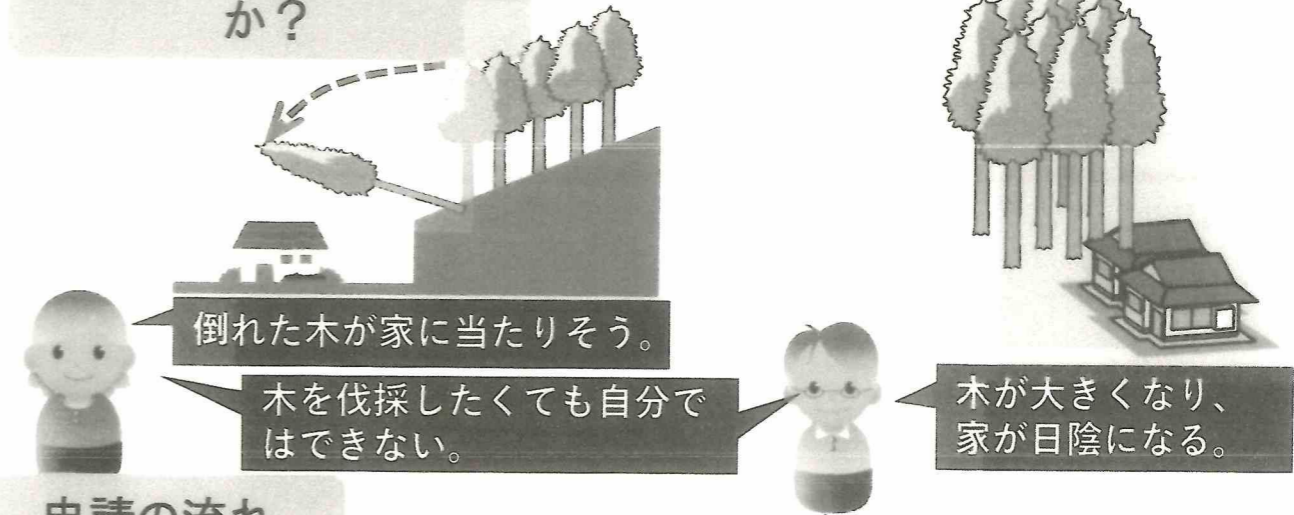
－提出先及びお問い合わせ－

保健福祉課 福祉係 筒井

電話 65-1170

困っていませんか？ お家周りの支障木！

お困りではありませんか？



申請の流れ

- ①裏面の申込み表に必要事項を記入して、部落代表を通じて申し込みます。(5月21日(金)まで)
- ②森林づくり会議の担当者が調査・見積りに伺います。
- ③対象者には後日、見積書及び申請書をお送りしますので、実施事業者と打ち合わせのうち、役場(森林の文化創造推進課)までご提出ください。

お申し込みの際は、以下の点にご留意ください。

- 調査・お見積りは無料でお伺いしますが、支障木の伐採にかかる費用はお申し込みいただいた方のご負担となります。
- 他人の土地の立木を伐採したい場合は、ご本人同士で合意した上でお申し込みください。
- 現地調査の結果、対応できない場合もあります。
- お申し込み件数が多数の場合は、お申し込みいただいてから、調査にお伺いするまでに1ヶ月ほどかかる場合があります。

調査の結果、町の定める危険木と認定された場合は、30万円を上限に除去にかかった費用の75%の補助が受けられる場合があります。

栲原町危険木除去費補助事業について

町では、住宅周辺の危険木（支障木）による被害を防止するため、支障木の除去に要する費用の一部を補助しております。

補助率は？

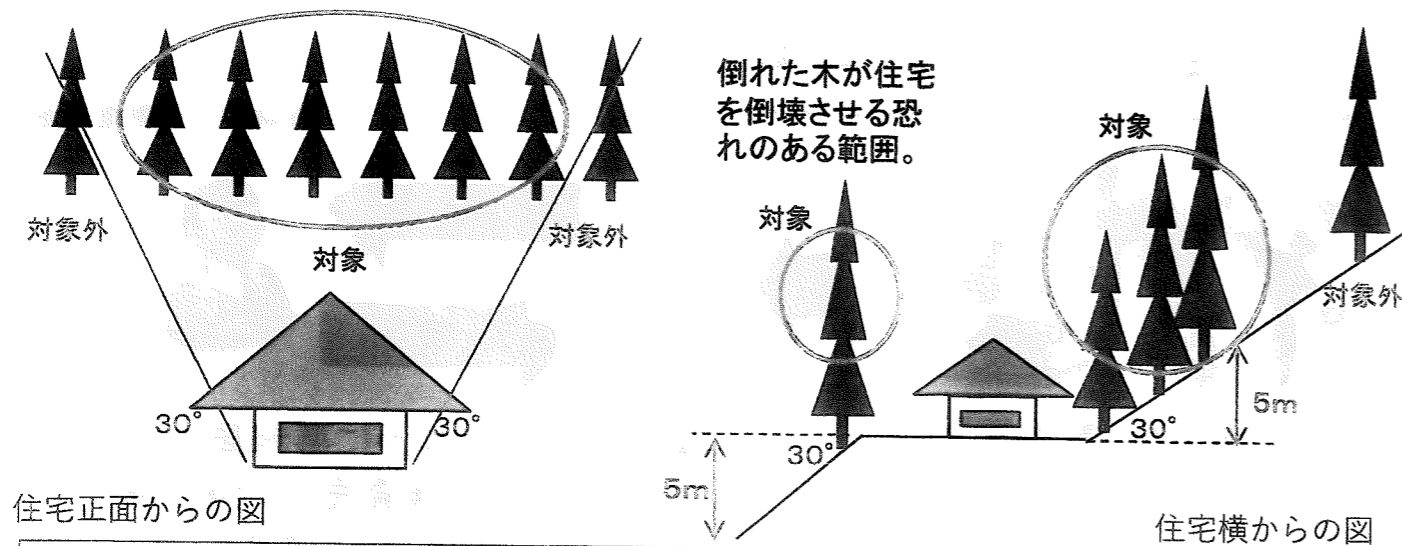
危険木の除去に必要な費用の75%になります。ただし、上限は30万円です。

例1. 除去に係る費用 40万円の場合
⇒ 補助金 30万円 自己負担 10万円

例2. 除去に係る費用 20万円の場合
⇒ 補助金 15万円 自己負担 5万円

補助対象は？

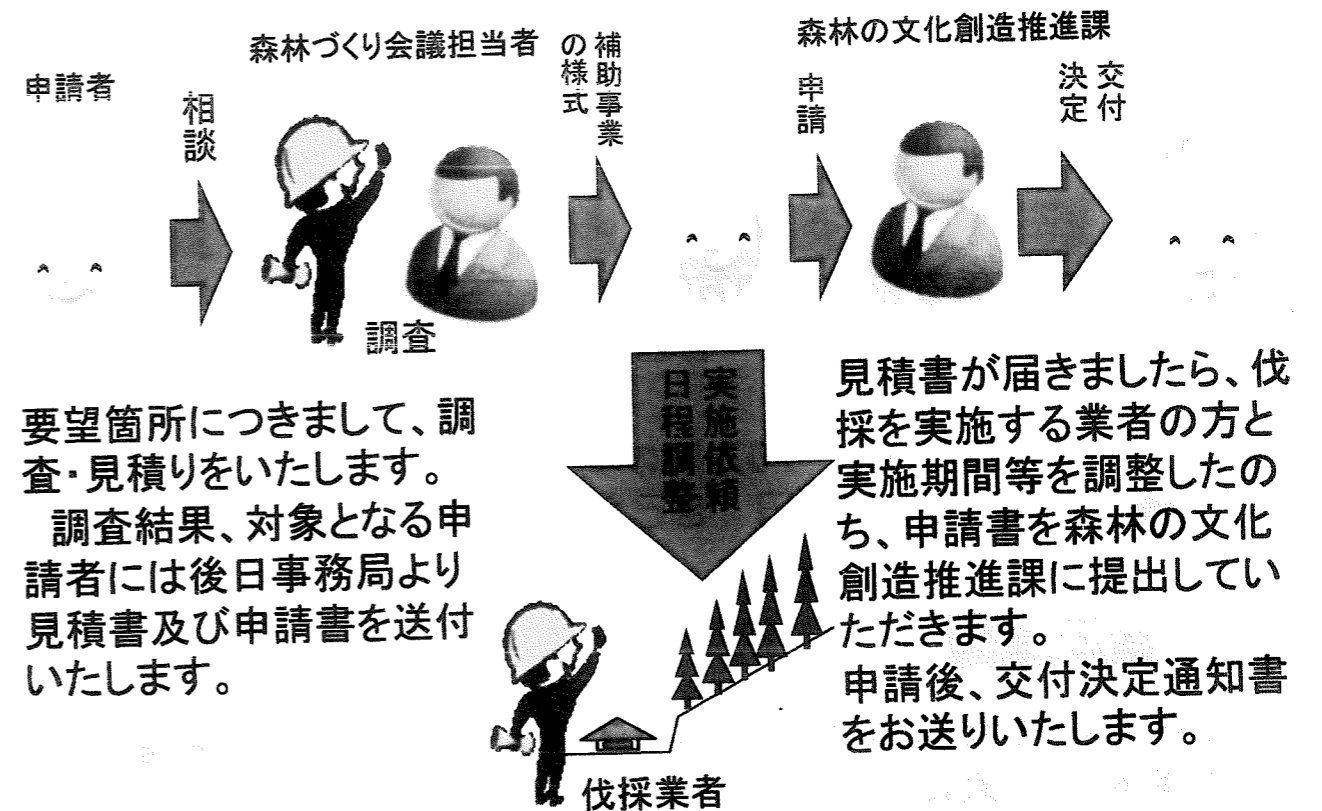
補助対象の目安は以下のとおりです。（住居以外（納屋等）の危険木は対象になりません。）



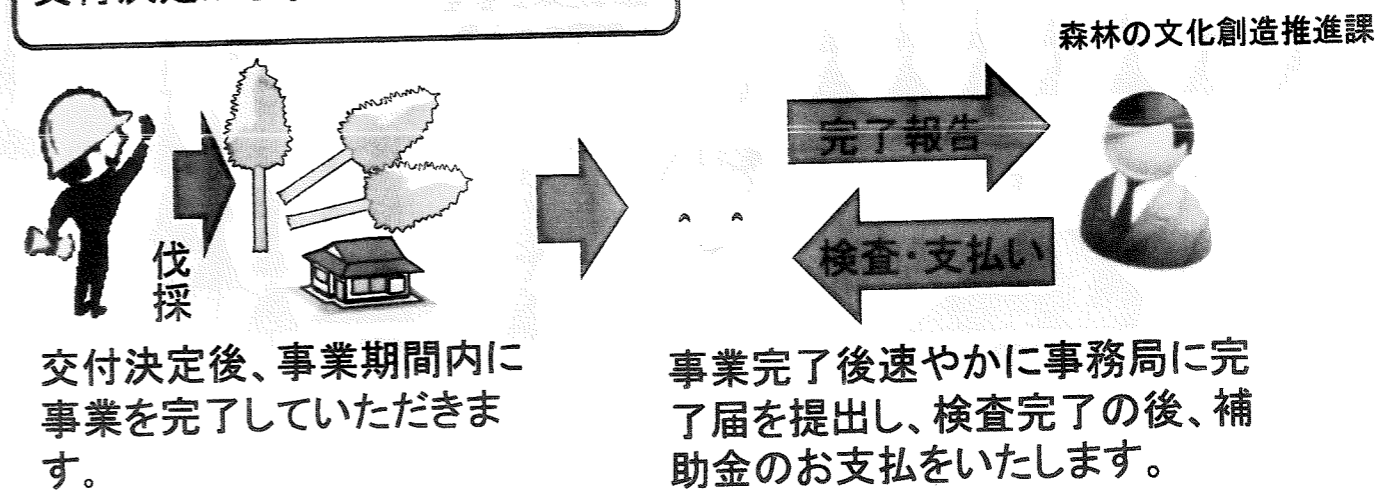
お問い合わせ先 栲原町森林づくり会議事務局
栲原町役場森林の文化創造推進課内(担当:金堂)
電話: 65-0811 FAX: 65-0812

手続きは？

要望から調査、交付決定までの流れ



交付決定から事業完了までの流れ



危険木除去費補助事業は、伐採に係る経費の75%（上限30万円）を補助するものです。